

消費者啓発事業

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立支援に努めた。その中で、消費者が自らの被害を未然に防止でき、安全・安心な消費生活に関する知識を身につけてもらえるよう次の事業を行った。

1. 消費者啓発事業

地域に根ざした消費者活動を支援することにより、自主的かつ合理的に行動することができる消費者を育てるため、消費者行政の最重要課題である消費者啓発事業を、多面的に消費者問題に取り組んでいる「かわちながの消費者協会」に委託し実施した。

委託料 378,000円

(1) 消費生活にかかる市民講座、セミナー

開催日	テーマ	開催場所	参加者
H27. 5. 22	分かりやすい食品表示の見方	ノバティホール	48人
H27. 11. 24	大増税時代の家計運営術	ノバティホール	27人
H27. 9. 24～12. 7	くらしのセミナー 全4回	ノバティホール他	延109人

(2) 出前講座

市民に消費生活の知識を深めてもらうため、消費生活に関する希望のテーマの講座を自治会館や公共施設、個人宅で開催した。 開催回数等：4回（4箇所） 参加人数：169人

(3) 小学生消費者教室

小さい時から消費生活について関心を持ってもらうため、小学4～6年生を対象とした教室を開催した。

平成27年8月7日（金） お話「骨って大切！」 実験「生クリームからバター作り」

ノバティホール 参加者20人

(4) 消費生活啓発機関誌ニュース「くらしUPながの」の発行 公共施設等に配布 発行回数：3回

(5) その他 ・消費生活における諸問題の調査及び研究 ・各地域相互の情報交換等

また、消費者啓発講座として、消費者被害防止のための講座を開催した。

委託先 NPO法人C・キッズ・ネットワーク 委託料 40,040円

平成28年3月5日（土） 「悪質商法にまけんぞう！」 ノバティホール 参加者30人

2. 生活情報展開催業務

地域の実情に即した消費生活に関する総合的な情報、知識の普及を図ることと、自ら学ぶ意欲を持ち、急激な社会の変化に主体的に対応できる消費者を育成し、支援する機会として、河内長野市生活情報展実行委員会に委託し、第26回生活情報展を開催した。 委託料 378,000円

開催期間：平成28年3月4日（金）～5日（土） 来場者数：640人

3. その他の啓発事業

(1) 消費生活に関する情報を広報紙及びホームページに掲載し、情報発信した。

(2) まちづくり出前講座で消費者トラブルを防ぐための知識の普及を図った。

まちづくり出前講座：6回 受講人数：266人

(3) 河内長野駅前に到着するバスの車内で広告放送を流し、消費生活センターの存在や業務を周知した。

(4) 義務教育段階における消費者教育の充実を図るため、学校を通じて小学5～6年生、中学1～3年生に消費者啓発冊子を配布した。

(5) 市内中学校8校に対し、消費者教育の資料として消費者啓発DVDを配布した。また、市内小学校で活用してもらうために、教育委員会に消費者啓発DVDを配布した。

(6) 各種相談事業窓口で消費生活冊子を配布し、各窓口との連携を深めた。